

下水道水質排除基準

下水道法及び平塚市下水道条例に基づく事業場等の排除基準

水質項目	特定事業場		特定事業場以外 の工場・事業場等		
	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満			
処	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
	シアン化合物	1 以下	1 以下	1 以下	
	有機燐化合物	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	6価クロム化合物	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
理	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
	1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	
	1・1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下	
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	
困	1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下	
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
	1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
	チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
	シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	ほう素及びその化合物	10[230] 以下	10[230] 以下	10[230] 以下	
	ふっ素及びその化合物	8[15] 以下	8[15] 以下	8[15] 以下	
難	1・4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
	フェノール類	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
	銅及びその化合物	3 以下	3 以下	3 以下	
	亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 以下	1 以下	1 以下	
	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	
	ダイオキシン類	10 以下	10 以下	10 以下	
	物	アンモニア性窒素、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満	380 未満
		水素イオン濃度	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量		600 未満	600 未満	600 未満	
浮遊物質		600 未満	600 未満	600 未満	
ノルマルヘキサン 鉱油類		5 以下	5 以下	5 以下	
抽出物質含有量 動植物油脂類		30 以下	30 以下	30 以下	
温度(°C)		45 未満	45 未満	45 未満	
尿素消費量		220 未満	220 未満	220 未満	
質		ニッケル及びその化合物	1 以下	1 以下	1 以下

は直罰適用の排除基準

はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に適用

[]内は、相模川左岸地区(茅ヶ崎市側)

・単位はダイオキシン類はpg-TEQ/l、温度は°C、その他pHを除きmg/l

・暫定排除基準が適用される場合があります。

詳細は下水道経営課排水設備担当までお問い合わせください。 令和6年4月1日